

## 令和4年度 第2回伊丹市環境審議会 議事録

日時：令和5年1月19日（木）9時55分～  
場所：伊丹市役所1階 101A・B会議室 月白

内 容：（仮称）伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価準備書について

出席状況：13名中9名出席

出席者：笠原会長、菊井副会長、塚口委員、中野委員、宮川委員、服部委員、岸本委員、  
辻野委員、高見委員

欠席者：杉本委員、吉村委員、長谷川委員、植木委員、田中専門委員、

傍聴者：7名

配布資料

資料1：伊丹市環境審議会専門委員名簿（次第裏面）

資料2：令和4年度伊丹市環境審議会及び専門委員会での委員意見と事業者回答

資料3：（仮称）伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価準備書に対する伊丹市環境審議会答申書案

資料4：（仮称）伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価準備書に対する審議会及び専門委員会での  
委員意見と答申案

資料5：令和3(2021)年度伊丹市環境基本計画（第3次）年次報告書概要版

資料6：令和3(2021)年度伊丹市環境基本計画（第3次）年次報告書本編

### 1. 開会

<事務局>

- ・出席状況の確認

事務局より、伊丹市環境審議会規則に基づき、本審議会が成立していることを報告。

- ・傍聴者の人数報告
- ・配布資料の確認

<審議会>

- ・議事録署名委員の指名

会長より、中野委員、服部委員を選任。

### 2-1. （仮称）伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価準備書について

<事務局>

- ・資料2、3、4の概要説明

審議会及び専門委員会で各委員よりいただいた意見及び各々に対する事業者回答を、全12項目の環境項目等によりカテゴライズし、環境項目ごとに答申案をまとめた資料であることを説明。

### 2-2. 分類された環境項目ごとの答申案について

#### **【全般事項】**

<①事業計画>

意見無し。現答申案で問題なし。

## <②交通>

意見無し。現答申案で問題なし。

## <③環境保全措置>

### ○委員

「…環境保全措置として工事中は施工業者、施設供用後は事業者による住民相談窓口を設ける…」とあるが、施設供用後に限らず、管理責任者である事業者が窓口を設けるべきである。ここでいう窓口は、周辺住民として言いたいことがある場合の相談先であるため、直接工事をする施工業者ではなく、管理責任者が設けるべき表現とすべきではないのか。

### ○委員

管理責任者は事業者であると思うので、意見に賛成である。

### ○会長

事業者を確認したいが、工事期間中に事業者は常駐するのか。

### →事業者

常駐はしない。工事期間中は、施工業者に安全管理も含め発注するため、発注元である事業者も許可なく立ち入ることができない状態である。

### ○委員

常駐する・しないに関わらず、管理責任者が窓口は設けることが当然ではないのか。

### ○委員

最終的に責任を負うのは事業者であるため、妥当と考える。現場で問題が生じた場合、直接相談の受け答えは施工業者かもしれないが、窓口を設置して意見を集約する責任は事業者にあると考える。

### ○委員

発注者として責任をもって対応するべきだと考える。

### →事業者

管理責任も含めて契約内で、施工業者と取り決めることとなる。

### ○委員

事業者が管理責任者となるのであれば、「…環境保全措置として管理責任者である事業者による住民相談窓口…」と表現してはどうか。

### →事業者

窓口設置については、今まで議論がされる度に社内で検討した上で回答してきた。対応の是非や内容について確認・検討する時間をいただくことは可能か。

### ○委員

ここは答申案をまとめる場であり、事業者が意見をいう場ではない。

### →事務局

管理責任者という表現については、後日、会長と確認させていただきたい。

### ○委員

今の表現であると、事業者が「工事中のことは知りません」と言い兼ねないことを懸念している。

### ○委員

管理責任者という表現の法的な位置づけを確認する必要があると考える。事務局で確認・精査頂いた後、会長一任とすることが良いと思われる。

### ○会長

事務局と確認した後、私に一任いただくということで良いか。

### →各委員

了承。

## 【個別事項】

## <④大気汚染>

意見無し。

#### <⑤ 土壌汚染>

○委員

土壌汚染調査は何か所くらい実施予定か。また、いつ頃完了予定か。

→事業者

計画地の管理が年度末に移行する予定のため、調査はその後実施することとなる。来年度以降、調査業者の選定を行い、適切な対策を実施する流れとなる。調査地点はおそらく 10m 間隔程度に設ける予定である。

○会長

本件は、適切なタイミングで土壌汚染対策法に基づき兵庫県の指導の下、実施していくこととなる。

#### <⑥ 騒音・振動・低周波音>

○委員

資料 3 の表記が「低周波」となっているので、「低周波音」に修正・統一すること。

→事務局

「低周波音」に修正し、統一する。

#### <⑦ 日照阻害>

意見無し。

#### <⑧ 電波障害>

意見無し。

#### <⑨ 廃棄物>

意見無し。

#### <⑩ 景観>

意見無し。現答申案で問題なし。

#### <⑪ 地球環境>

意見無し。現答申案で問題なし。

#### <⑫ 動・植物>

○委員

対象は植物だけだが、なぜ「動」が含まれるのか。

→事務局

環境影響評価項目の表記と合わせて「動・植物」としている。

○委員

壁面・屋上緑化について具体的な措置は無いのか。

→事務局

資料 2 に事業者の回答を記載している。

現答申案で問題なし。

#### <全体を通して>

○委員

答申案について、問題はない。

土壌汚染調査結果など、本来、準備書に掲載しなければいけないようなことが掲載されぬまま、評価書が作成されることになる。評価書が作成される頃には本審議会は関与しないため、内容にタッチすることができない。兵庫県の場合、工事中の報告や工事後の事後報告の場があるが、伊丹市で

は事業者を参集する報告会はあるのか。

→事務局

要綱の規定により、「事後監視調査結果報告書」を提出いただいているが、報告会の開催は規定されてない。ただし、事業者が環境審議会ですべて事後監視調査結果を報告することはあり得るので、開催にあたっては、内容に応じて、会長・委員と相談させていただきたい。

[事業者、傍聴者退席]

## 2-3. 令和3(2021)年度伊丹市環境基本計画(第3次)年次報告書について

<事務局>

・資料5、6について説明。

○委員

市民団体主催の活動(毎月12日の「イチニ、イチニ」と歩く日等)の実績は、基本目標5「環境意識と協働の輪が広がるまち」の成果指標に計上されているのか。

→事務局

基本目標5の成果指標「環境イベント・講座等に参加した人数」には、市民団体主催の活動は含まれていないが、基本目標3の成果指標「自然緑化活動に参加している団体数・参加人数」には市民団体の実績を計上している。

○委員

成果指標「緑化や自然保護活動に参加した市民の割合」の実績が低く感じられるが、実績向上のための取組は行っているのか。

→事務局

成果指標「緑化や自然保護活動に参加した市民の割合」は2024年度までに実施予定の市民意識調査結果により評価する。実績値を毎年評価できないため、代わりに成果指標「環境イベント・講座等に参加した人数」や「自然緑化活動に参加している団体数・参加人数」にて毎年実績値を評価し、市民の環境意識の醸成を目指している。

○委員

アダプト活動について計上している指標はあるのか。

→事務局

基本目標3の成果指標「自然緑化活動に参加している団体数・参加人数」に計上している。

○委員

成果指標「緑化や自然保護活動に参加した市民の割合」の目標値が低く感じられるので、アダプト活動等の自然緑化活動を伊丹市の良さとして発揮してほしい。

→事務局

いただいた意見を参考に、必要に応じて環境基本計画の中間改定にて、現状に応じた成果指標を設定することを検討したい。

○会長

以上で、本日の審議内容は終了とする。

### 3. その他

<事務局>

- ・今後のスケジュール説明。

伊丹市への答申及び、第2次審査意見書提出： 1月27日(金)締め切り

### 4. 閉会

以上